

特定健康診査等実施計画 第4期

(対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日)

全日本理美容健康保険組合

令和6年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療保険制度を持続可能なものとするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、6年を1期として第4期の特定健康診査等実施計画書を定めることとする。

全日本理美容健康保険組合の現状

当健康保険組合は、理美容等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

令和6年2月末の事業所数は517で、全国35都道府県に所在するが、約3割が東京に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊（東京・埼玉・千葉・神奈川）に在勤している被保険者及び被扶養者は2割弱、それ以外の在勤者は8割強程度ではないかと思われる。

加入事業者は、零細・中小事業者が多く、被保険者25人未満の事業所が全体の7割を占めている。1事業所あたりの平均被保険者数は、約30人。

当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢が38.56歳で、女性が全体の約6割を占めている。

健康診断については、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）に委託し、東振協が契約している医療機関（全国47都道府県で813機関）で受診が可能であるほか、近隣に契約医療機関がない場合は、健康診断に係る費用の一部を補助金として支給する制度を設けている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

特定健診の検査項目等を加えた健診を、当健康保険組合が主体となって行う体制を強化する。

事業主が健診を実施した場合や被保険者本人が人間ドック等で受診した場合は、当健康保険組合はそのデータを事業主から、又は事業主を経由して受領する。健診費用は、基本的に事業主負担となるが、当健康保険組合の健康診査補助金支給規程を満たした場合には一定の補助金が支給される。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

特定健康診査等実施計画

I. 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 85.0%とし（国の基本指針）、この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
被保険者	77	80	85	89	92	95
被扶養者	14	21	26	31	34	37
被保険者＋被扶養者	67	70	75	80	82	85.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和 11 年度における特定保健指導実施率を 30.0%とし（国の基本指針）、この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（被保険者＋被扶養者）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者数(人)	7300	7350	7380	7400	7410	7430
特定保健指導対象者数(推計)	700	710	720	720	740	750
実施率 (%)	10	15	20	25	28	30
実施者数	70	106	144	180	207	225

II. 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

①特定健康診査

被保険者 (人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
被保険者総数(推計値)	15800	15900	16000	16050	16080	16100
うち 40 歳以上対象者	6400	6440	6460	6470	6470	6480
目標実施率 (%)	77	80	85	90	92	95
目標実施者数	4930	5150	5490	5820	5950	6150

被扶養者

(人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
被扶養者総数(推計値)	6700	6750	6770	6800	6820	6830
うち 40 歳以上対象者	900	910	920	930	940	950
目標実施率 (%)	14	21	26	31	34	37
目標実施者数	126	191	239	288	319	351

被保険者＋被扶養者

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
総数 (推計値)	22500	22650	22770	22850	22900	22930
うち 40 歳以上対象者	7300	7350	7380	7400	7410	7430
目標実施率 (%)	65	70	75	80	82	85
目標実施者数	4745	5145	5535	5920	6075	6315

②保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	7300	7350	7380	7400	7410	7430
動機付け支援対象者	330	335	340	340	350	355
実施率 (%)	10	15	20	25	28	30
実施者数	33	50	68	85	98	107
積極的支援対象者	370	375	380	380	390	395
実施率 (%)	10	15	20	25	28	30
実施者数	37	56	76	95	107	118
保健指導対象者計	700	710	720	720	740	750
実施率 (%)	10	15	20	25	28	30
実施者数	70	106	144	180	207	225

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

被保険者また被扶養者の特定健診は、当健康保険組合が委託する東振協が契約している全国の医療機関にて受診が可能である。その結果の報告をもって実施とみなすこととする。

特定保健指導についても、東振協に委託し適宜実施する。

2. 実施項目

実施項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に定める健診項目とする。

3. 実施時期

実施時期は、通年とする。

4. 受診方法

原則、委託先である東振協契約の医療機関を利用する当該被保険者・被扶養者は、予め受診を希望する日時を登録し、受診券と健康保険被保険者証を提示し、特定健診・特定保健指導を受ける。規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

5. 周知・案内方法

本計画の公表及び受診方法等の周知は、ホームページに掲載して行う。

6. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約医療機関から東振協を通じて電子データを随時受領し、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

7. 特定保健指導対象者の抽出

特定保健指導の対象者については、効果面を考慮し優先順位の判断を行う。

IV. 個人情報の保護

本計画の実施にあたっては、個人情報保護管理規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健康保険組合職員に限ることとし、外部委託を行う場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VI. その他

特定健診・特定保健指導の認知度を高め、十分な理解を得て実施率を高めるため、事業所における掲示やパンフレットの配布等、事業主に周知・啓蒙活動の協力を要請する。